平成２５年（フ）第８３５号
東京都八王子市東浅川町564番地４コーポひづれや102号
債務者　志村　和利
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５８号
東京都昭島市玉川町４丁目６番14号メゾン石川102号
債務者　坂村めぐみ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０６５号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―506
債務者　福田　　登
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１１７号
東京都八王子市狭間町1455番地５メゾン・ド・ノア狭間603号
債務者　中島　英樹
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５４号
東京都立川市上砂町２丁目１番地の６メモラブルＢ号室
債務者　岩田　一彰
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１１５号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号三鷹荘111
債務者　渡部　　正
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０９号
愛知県蒲郡市大塚町大門10番地３　市営大塚住宅Ｃ―201、従前の住所愛知県蒲郡市大塚町岸脇31番地
債務者　岡田　年美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９番地の１　２―904
債務者　金子　和恵
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４１号
大分県国東市国東町鶴川1290番地１
債務者　木野村伸治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
大分県国東市国東町鶴川1290番地１
債務者　木野村百合子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後２時10分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘２丁目８番地
債務者　藪谷　健斗
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５５３５号
大阪市港区三先１丁目17番10―407号
債務者　早田　憲一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１７号
静岡県藤枝市五十海２丁目５番21号　リバーサイド大溝Ｂ―202号
債務者　矢野　博達
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３０号
静岡県焼津市越後島476番地の20
債務者　福地　好美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市指方町3220番地１、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番２―308号
債務者　冨川　隆富
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係